

西九州大学と神崎市教育委員会との小中学校教育実習に関する申し合わせ

- (1) この申し合わせは、西九州大学と神崎市教育委員会との小中学校教育実習および栄養教育実習に関して必要な事項を定める。
- (2) 神崎市教育委員会が、西九州大学に各実習校での受け入れ可能人数を通知し、学生配属は西九州大学で行うこととする。
- (3) 栄養教諭の教育実習については、神崎市教育委員会と協議の上、実習校を決定する。
- (4) 実習生を受け入れるスケジュールについては、別紙のとおりとする。
- (5) 実習費は、一人1週間（5日間）当たり5,000円とする。
- (6) 実習費の納入義務者は、実習生とし、納入期限は、原則として教育実習終了日までとする。
- (7) 実習を開始日以前に取りやめた場合は、実習費を徴収しないものとし、既に納入された実習費がある場合は全額還付を行うものとする。
- (8) 既に納入された実習費がある場合に、実習期間の途中で実習が継続できなくなった場合は、実習費を日割により算出し、実習ができなかった部分の実習費について還付を行うものとする。
- (9) 実習費の支払いについては、教育実習生が教育実習費納入通知書により、神崎市へ納入するものとする。
- (10) 神崎市教育委員会は、小中学校教育実習に関する事前・事後指導を1コマずつ受け持つこととする。

この申し合わせは、平成28年12月27日から実施する。

■スケジュール

[5月中]

- ◆神埼市教育委員会事務局学校教育課は、学校情報（各学校年間行事計画等）を大学へ送付

[5月末]

- ◆実習協議会において、本学から次年度教育実習、栄養教育実習人数を神埼市教育委員会事務局学校教育課（以下「学校教育課」という。）に依頼
- ◆神埼市立小中学校から受け入れ可能な人数を学校教育課へ報告
- ◆神埼市教育委員会事務局学校教育課での次年度教育実習、栄養教育実習の受け入れ締め切り

[6月上旬]

- ◆学校教育課で受け入れ可能な人数を大学へ報告

[6月下旬]

- ◆大学で配属校を決定し、学校教育課へ報告

[7月]

- ◆大学から実習配属校に文書で依頼

[8月上旬]

- ◆実習生は、配属校に調査書を持参して訪問（挨拶）
- ◆大学で事前指導を実施
- ◆教育実習事前活動の開始

[次年度4月]

- ◆受け入れ人数、時期を学校、学校教育課、大学で確認

[5月]

- ◆実習生は、配属校に訪問（挨拶）
- ◆配属校で、実習生に対する事前指導等の打ち合わせ

[6月～]

- ◆小中学校教育実習開始

[9月～]

- ◆栄養教育実習開始（栄養教諭）